

平成 31 年 2 月 1 日

組 合 員 各 位

東京南農業協同組合
代表理事組合長 小林 和男

共済規程の一部変更について、下記のとおり平成 31 年 1 月 31 日第 9 回理事会において議決しましたので、定款第 53 条第 2 項の規定にもとづき掲示いたします。

なお、変更の内容については、今後、東京都知事の承認を受け、効力が生ずることとなります。

記

1. 変更内容

自動車損害賠償責任共済について、e-JIBAI を導入することに伴い、共済規程の一部を変更する。

2. 実施時期

平成 31 年 4 月 1 日

以 上